

学校栄養職員 2 ～ 5 年目研修 【2年目に該当する学校栄養職員対象】

- 1 目的 学校栄養職員 5 年目の段階に即応した知識・技能・態度を身に付けるために、2 年目より計画的かつ主体的に学校栄養職員としての資質の向上を図る。
- 2 主管 総合教育センター研修部 (TEL 028-665-7202)
- 3 校種 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- 4 対象 2 年目に該当する学校栄養職員
- 5 時間 9:30～16:00 (受付 9:00～9:30)
- 6 研修内容等 ※とちぎ教育振興ビジョン (三期計画) を持参してください。

区分	実施日	研修内容	講師・助言者等/会場
第 1 日	7/6 (月)	講話 「2 年目学校栄養職員への期待」 講話・研究協議 「学校給食の栄養管理・衛生管理について」 研究協議 「自主研修計画の発表」 講話・演習 「学校における児童の理解～発達障害のある児童への支援～」 持参物 「自主研修の目標」(様式 1) 「自主研修年度別計画書(報告書)」(様式 2) 食に関する指導の手引 ー第一次改訂版ー 平成 22 年 3 月 文部科学省	健康福利課職員 総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第 2 日	2 ～ 4 年 目	選択研修 平成 27 年度より選択研修の選定要件に「⑥社会教育施設」を追加しました。詳しくは、次ページの「選択研修について」を御確認ください。	各研修担当者 会場：各研修場所
第 3 日	5 年 目	人権教育 学校栄養職員に求められる資質・能力 食に関する指導 持参物 「選択研修報告書」(様式 3) 食に関する指導の手引 ー第一次改訂版ー 平成 22 年 3 月 文部科学省	健康福利課職員 総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第 4 日		学校給食の管理 自主研修の成果発表 持参物 「自主研修の目標」(様式 1) 「自主研修年度別計画書(報告書)」(4 年分) 食に関する指導の手引 ー第一次改訂版ー 平成 22 年 3 月 文部科学省	健康福利課職員 総合教育センター職員 会場：総合教育センター

付 記 ・ 5 年目の第 3 日、第 4 日の詳細については、5 年目を受講する年度に開催要項を参照してください。

選択研修について（高等学校、特別支援学校）

初任者研修、教職2～5年目研修、養護教諭2～5年目研修、学校栄養職員2～5年目研修及び教職10年目研修においては、それぞれの研修の1日を、受講者が自主的・主体的に選ぶ選択研修としています。これは、受講者が自らの能力、適性等に応じて、主体的に各種研修や研究大会等に参加することにより、教職員としての資質や専門性の向上を図ることを目的としています。

1 研修期日

- 初任者研修、教職10年目研修
6月から12月までの期間に1日実施する。
- 教職2～5年目研修、養護教諭2～5年目研修、学校栄養職員2～5年目研修
2年目4月から4年目3月までの期間に1日実施する。

2 選定要件

- (1) 自主的・主体的に選んで参加するもので、次の機関または団体等が主催する研修及び研究大会等。
 - ① 栃木県総合教育センター
開催要項に示されている研修のうち、専門研修2、専門研修3、生涯学習研修より選択する。
 - ② 栃木県教育委員会
 - ③ 宇都宮大学及び宇都宮大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校
 - ④ 栃木県高等学校教育研究会
 - ⑤ 栃木県連合教育会
 - ⑥ 社会教育施設
- (2) 受講者の能力、適性等の向上に役立つと校長が判断した場合、(1)の機関または団体等以外が主催する研修も認める。ただし、原則として県内のものとする。
- (3) 選択する研修は、半日以上のものとする。研修及び研究大会等が2日以上開催される場合、全日程に参加することが条件である。

◎ 留意点

- (1) 受講者は、校長と協議の上、選定してください。
- (2) 総合教育センターにおける研修の期日との重複を避けてください。
- (3) 教職2～5年目研修、養護教諭2～5年目研修、学校栄養職員2～5年目研修においては、各自が設定した「自主研修の目標」との関連に留意してください。
- (4) 詳細については、それぞれの研修で説明いたします。なお、総合教育センター主催の専門研修2については、受講管理の都合により、それぞれの研修の第1日より受講申込みの締切りが早く設定されておりますので、専門研修2を選択する場合は、申込み期限に注意してください。
- (5) 各研修（初任者研修を除く）の提出書類の様式は、総合教育センターホームページのそれぞれの研修のページにある「提出書類様式等ダウンロード」からダウンロードできます。

